

令和7年度超純水製造装置及び純水製造装置の賃貸借(リース)の入札に係る質問に対する回答

令和7年8月8日

入札参加者各位

大津市長

標記入札に係る質問書の提出がございましたので、下記のとおり回答します。

	質問に関する事項の記載箇所(仕様書の頁等)	質問	回答
1	契約書(案) 第13条	物件に付保する保険は地震、津波、噴火等の天災は保険事故の対象外としリース期間で通減する一般的な動産総合保険で宜しいでしょうか。	一般的な動産総合保険で問題ありません。
2	契約書(案) 第24条 無償譲渡	本件は、期間満了後は無償譲渡を条件とする案件につき、固定資産税等について落札業者は負担しないとの認識で宜しいでしょうか。	固定資産税等について落札業者及びリース業者は負担しないとの認識で間違いありません。
3	入札説明書 7 入札条件 (3) 郵送書類	「一式計上ではなく、数量、単価を積算した内訳書」とありますが、様式をご提示いただくことはできますでしょうか。例えば参考基準品で入札参加する場合、超純水製造装置1台(環境検査用)、超純水製造装置1台(理化学検査用)、純水製造装置1台(微生物検査用)の各々の単価を積算した内訳書で宜しいでしょうか。それとも本体、オプション品、消耗品とそれぞれ細かく記載が必要でしょうか。	それぞれ本体、オプション品、消耗品等細かく記載していただく必要があります。機器設置費用や旧装置の引き取り費用等も記載してください。参考様式を提示させていただきます。
4	仕様書 3 物品調達要件 (1) 超純水製造装置一式(環境検査用) 1. 給水方法	「水道直結式の卓上型であること。一体型装置であること」とありますがタンクレス若しくは本体にタンクが内蔵されておりタンクを別置き設置をしなくてもよいのもという認識で宜しいでしょうか。	「水道水から超純水までの精製を卓上一体型装置の中で完結させてください。」という条件です。純水精製が必要な場合、別の装置を用意して、純水製造及び超純水製造を二機併設で製造することは不可とします。タンクについては仕様書内に指定は無く、純水貯蔵タンクを別置き設置が必要な場合、タンクを別置き設置していただくことは問題ありません。